



島根県報

令和2年3月27日（金）

第 9 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (自 然 環 境 課) 2

【告 示】

医師確保計画及び外来医療計画の策定 (医 療 政 策 課) 3

県営土地改良事業計画の決定 (農 村 整 備 課) 3

県営土地改良事業計画の変更 (") 3

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 4

指定施業要件の変更予定保安林 (") 4

森林法第189条の規定による告示及び掲示（4件） (") 5

道路の占用を制限する区域の指定 (道 路 維 持 課) 6

兼用工作物管理協定の成立 (河 川 課) 12

【公 告】

島根県県民栄誉賞の表彰 (秘 書 課) 13

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 (水 産 課) 13

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 21

公共測量の終了（2件） (") 22

令和2年度における宅地建物取引業法の規定による講習に係る会場の変更 (建 築 住 宅 課) 22

【特定調達公告】

I P R形移動用無線機（I P R - M L）の購入に係る一般競争入札の実施 (警 察 本 部) 23

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体 25

政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体 25

政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体 27

政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体 27

公布された条例等のあらまし

◇島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（規則第32号）

1 規則の概要

(1) 特別地区内における許可又は届出を要しない行為に、次の行為を追加することとした。（第20条関係）

ア 境界標を設置すること。

イ 認定保護管理事業等の実施のために工作物を設置すること。

ウ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

エ 特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

オ 指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等の知事の許可に係る木竹であって、指定希少野生動植物に係るもの（協議に係るものを含む。）を伐採すること。

カ 認定保護管理事業等の実施のために木竹を伐採すること。

キ 認定保護管理事業等の実施のために木竹を損傷すること。

(2) 野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為に、次の行為を追加することとした。（第22条関係）

ア 指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等の知事の許可に係る行為（協議に係る行為を含む。）

イ 認定保護管理事業等の実施のための行為

(3) その他規定の整理

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第32号

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

島根県自然環境保全条例施行規則（昭和52年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号中ネをノとし、エからヌまでをオからネまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 境界標を設置すること。

第20条第1項第1号に次のように加える。

ハ 島根県希少野生動植物の保護に関する条例（平成22年島根県条例第13号）第30条第1項に規定する認定保護管理事業等（以下「認定保護管理事業等」という。）の実施のために工作物を設置すること。

ヒ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

フ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

第20条第1項第5号カ中「（平成16年法律第78号）」を削り、同号中カをクとし、オの次に次のように加える。

カ 島根県希少野生動植物の保護に関する条例第13条第1項の規定による知事の許可に係る木竹であって、同条例第2条第2項に規定する指定希少野生動植物に係るもの（同条例第36条第2項の規定による協議に係るものを含

む。)を伐採すること。

キ 認定保護管理事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第20条第1項第7号ク中「(平成22年島根県条例第13号)」を削り、同号中シをスとし、ケからサをコからシとし、クの次に次のように加える。

ケ 認定保護管理事業等の実施のために木竹を損傷すること。

第22条第1項第1号中「第5号イからカまで」を「第5号イからクまで」に改め、同項第3号に次のように加える。

オ 島根県希少野生動植物の保護に関する条例第13条第1項の規定による知事の許可に係る行為(同条例第36条第2項の規定による協議に係る行為を含む。)

カ 認定保護管理事業等の実施のための行為

第27条第1号ア中「同号テ、ニ及びヌ」を「同号ト、ヌ及びネ」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第168号

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定により、島根県保健医療計画(平成30年島根県告示第173号)の一部として医師確保計画及び外来医療計画を定めたので、同条第18項の規定により告示する。

なお、計画は、島根県ホームページに掲載する。

令和2年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第169号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
古曾志地区区画整理事業(県営農地中間管理機構関連農地整備事業)	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

島根県告示第170号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
山王地区用排水施設事業（県営水利施設整備事業（排水対策特別型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第171号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿足郡吉賀町上高尻604続1－4
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第172号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供

する。)

島根県告示第173号

令和2年島根県告示第101号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市弥栄町栃木726-1、1108、1112-1、1120-4、1121-8	内田 興次

島根県告示第174号

令和2年島根県告示第85号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市弥栄町野坂4-1、4-3、4-4、5、6-2、7、726-1、727-1、727-3から727-5まで	賀戸 重允
浜田市弥栄町野坂4-8	賀戸 弁三郎
浜田市弥栄町野坂457-1、457-2、459-1、480	上畠 政秋
浜田市弥栄町野坂748-46、748-48	三浦 朝一
浜田市弥栄町野坂805	上畠 重太

島根県告示第175号

令和2年島根県告示第86号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市弥栄町程原52、53、340、341-1、342から345まで、344-1、346-1から346-5まで、347から352まで、347-1、353-2、353-3、356、357、581、921-3、922-1、924-4、1013、1014、1015-1、1015-2、1015-4、1017-1、1017-	草野 清子

2、1068、1069-1、1069-2、1069-4、1070-1	
浜田市弥栄町程原261、263、263-1、1001-1から1001-3まで、1008-1、1008-2	中由 和敏
浜田市弥栄町程原1070-4	草野 光文

島根県告示第176号

令和2年島根県告示第87号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年3月27日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
浜田市弥栄町三里イ395-2、イ396-1	興勝寺 代表 河野 克己
浜田市弥栄町三里イ398	河野 光行
浜田市弥栄町三里ロ381	廣瀬 侑
浜田市弥栄町三里ハ167-1	田野島 キシノ
浜田市弥栄町三里ハ167-2	田野島 克幸
浜田市弥栄町三里ハ167-6	田野島 克幸

島根県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から2週間島根県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

島根県知事 丸山達也

1 指定する道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	184号	一般国道9号交点から県道出雲大社線交点まで
〃	〃	県道出雲大社線交点から県道川本波多線交点まで
〃	〃	県道川本波多線交点から志々小学校場外離着陸場まで
〃	186号	全線
〃	187号	全線
〃	191号	一般国道9号交点から広島県境まで
〃	261号	全線
〃	314号	全線
〃	375号	全線
〃	431号	一般国道9号交点から市道浜山公園線交点まで
〃	〃	市道浜山公園線交点から市道馬渡恵美須線交点まで
〃	〃	県道斐川出雲大社線交点から県道矢尾今市線交点まで

〃	〃	県道矢尾今市線交点から県道本庄福富松江線交点まで
〃	〃	県道本庄福富松江線交点から市道大輪菅田線交点まで
〃	〃	県道松江島根線交点から鳥取県境まで
〃	〃	万原工区
〃	432号	広島県境から一般国道314号交点まで
〃	〃	一般国道314号交点から県道安来木次線交点まで
〃	〃	県道安来木次線交点から一般国道9号交点まで
〃	〃	大庭バイパス
〃	〃	菅原広瀬バイパス
〃	485号	県道西郷布施線交点から町道中町中条線交点まで
〃	〃	町道中町中条線交点から西郷港本港臨港道路・第二臨港道路交点まで
〃	〃	別府港臨港道路交点から隠岐の島消防署島前分署まで
〃	〃	七類港から一般国道431号交点まで
〃	〃	一般国道431号交点から一般国道9号（松江道路）交点まで
〃	488号	一般国道9号交点から県道波佐匹見線交点まで
県道	新南陽津和野線	県道柿木津和野停車場線交点から一般国道187号交点まで
〃	甲田作木線	町道長田上田線交点から一般国道375号交点まで
〃	浜田八重可部線	市道浜田停車場線交点から市道浜田停車場潰線交点まで
〃	〃	県道桜江金城線交点から瑞穂インターチェンジまで
〃	吉田邑南線	町道三本松線交点から一般国道261号交点まで
〃	浜田作木線	県道市木井原線交点から県道皆井田江津線交点まで
〃	〃	雪田和田農道交点から県道甲田作木線交点まで
〃	安来伯太日南線	県道安来木次線交点から県道草野横田線交点まで
〃	鹿野吉賀線	町道朝倉真田線交点から町道広尾吉原線交点まで
〃	萩津和野線	山口県境から県道津和野田万川線交点まで
〃	〃	島根県立津和野高等学校校場外離着場から町道森野坂線交点まで
〃	〃	町道森野坂線交点から町道駅前線交点まで
〃	〃	町道駅前線交点から一般国道9号交点まで
〃	〃	県道萩津和野線交点から町道森野坂線交点まで
〃	益田阿武線	一般国道9号交点から山口県境まで
〃	〃	一般国道9号交点から県道益田阿武線交点まで
〃	横田多里線	一般国道314号交点から町道瓜屋線交点まで
〃	六日市錦線	一般国道187号交点から道の駅むいかいち温泉まで
〃	津和野田万川線	県道萩津和野線交点から川登柏原農道交点まで
〃	松江島根線	一般国道9号（松江道路）交点から一般国道431号交点まで
〃	〃	一般国道9号交点から一般国道431号交点まで
〃	〃	一般国道431号交点から加賀漁港臨港道路交点まで
〃	松江停車場線	全線
〃	斐川一畑大社線	県道出雲空港線交点から一般県道431号交点まで
〃	〃	一般国道431号交点から市道中ノ手鹿園寺線交点まで
〃	〃	市道光中学校小津線交点から県道鱒淵寺線交点まで
〃	〃	県道鱒淵寺線交点から河下港臨港道路（垂水）交点まで

〃	松江木次線	一般国道9号交点から一般国道54号交点まで
〃	〃	東忌部工区
〃	玉湯吾妻山線	県道玉造温泉停車場線交点から県道浜乃木湯町線交点まで
〃	〃	県道浜乃木湯町線交点から大谷小学校場外離着陸場まで
〃	〃	市道柿坂駅通り線交点から一般国道314号交点まで
〃	〃	一般国道314号交点から一般国道432号交点まで
〃	出雲三刀屋線	一般国道9号交点から一般国道54号交点まで
〃	〃	県道多伎江南出雲線交点から市道塩冶218号線交点まで
〃	出雲市停車場線	全線
〃	出雲大社線	一般国道9号交点から一般国道184号交点まで
〃	〃	一般国道184号交点から一般国道431号交点まで
〃	三瓶山公園線	一般国道9号交点から県道和江港大田市停車場線交点まで
〃	〃	市道三瓶高原線交点から市道志学市街線交点まで
〃	〃	市道志学市街線交点から県道川本波多線交点まで
〃	仁摩邑南線	一般国道9号交点から仁摩・石見銀山インターチェンジまで
〃	〃	仁摩・石見銀山インターチェンジから県道大田桜江線交点まで
〃	〃	県道大田桜江線交点から県道川本波多線交点まで
〃	〃	県道川本波多線交点から町道新町日の出線交点まで
〃	温泉津川本線	全線
〃	浜田港線	全線
〃	浜田美都線	一般国道9号交点から県道浜田港インター線交点まで
〃	〃	県道浜田港インター線交点から一般国道191号交点まで
〃	益田停車場線	県道益田澄川線交点から一般国道9号交点まで
〃	松江鹿島美保関線	一般国道9号交点から一般国道431号交点まで
〃	〃	一般国道431号交点から県道本庄福富松江線交点まで
〃	〃	市道北松江停車場恵曇線交点から市道北組3号線交点まで
〃	〃	マリゲート島根駐車場場外離着陸場から県道松江島根線交点まで
〃	〃	市道加賀神社前線交点から一般国道485号交点まで
〃	掛合上阿井線	一般国道54号交点から市道川上木ノ下線交点まで
〃	〃	市道川上木ノ下線交点から市道梅木曾木線交点まで
〃	湖陵掛合線	一般国道9号交点から一般国道184号交点まで
〃	〃	一般国道184号交点から一般国道54号交点まで
〃	川本波多線	一般国道261号交点から県道仁摩邑南線交点まで
〃	〃	県道仁摩邑南線交点から一般国道375号交点まで
〃	〃	一般国道375号交点から一般国道54号交点まで
〃	桜江金城線	一般国道261号交点から県道桜江旭インター線交点まで
〃	〃	県道浜田八重可部線交点から一般国道186号交点まで
〃	〃	市山工区
〃	吉賀匹見線	一般国道187号交点から下高尻かすみ公園場外離着陸場まで
〃	〃	益田市役所匹見総合支所から一般国道488号交点まで
〃	隠岐空港線	全線
〃	西郷都万郡線	全線

〃	安来木次線	一般国道9号交点から県道安来インター線交点まで
〃	〃	県道安来インター線交点から県道安来木次線現道交点まで(切川バイパス)
〃	〃	県道安来木次線(切川バイパス)交点から一般国道432号交点まで
〃	〃	一般国道432号交点から市道幸谷線交点まで
〃	〃	市道上久野1号線交点から県道玉湯吾妻山線交点まで
〃	〃	県道稗原木次線交点から一般国道54号交点まで
〃	〃	一般国道9号交点から県道安来木次線交点まで
〃	大田桜江線	一般国道375号交点から県道仁摩邑南線交点まで
〃	西郷布施線	一般国道485号交点から町道宮の前西町線交点まで
〃	〃	町道宮の前西町線交点から県道池田中町線交点まで
〃	〃	西郷港本港臨港道路・第二臨港道路交点から一般国道485号交点まで
〃	三隅美都線	一般国道9号交点から市道三隅57号線交点まで
〃	田所国府線	県道桜江旭インター線交点から県道桜江旭インター線交点まで
〃	〃	ヤマト運輸株式会社浜田上府センターから一般国道9号交点まで
〃	出雲奥出雲線	一般国道184号交点から稗原小学校校庭場外離着陸場まで
〃	弥栄旭インター線	市道安城82号線交点から県道長安野坂線交点まで
〃	〃	県道長安野坂線交点から一般国道186号交点まで
〃	〃	一般国道186号交点から市道袖根旭線交点まで
〃	〃	市道坂本小国線交点から県道浜田八重可部線交点まで
〃	〃	県道浜田八重可部線交点から県道桜江旭インター線交点まで
〃	大東東出雲線	八雲小学校場外離着陸場から松江市役所八雲支所まで
〃	〃	松江市役所八雲支所から一般国道9号(東出雲インターチェンジ)交点まで
〃	益田澄川線	県道益田停車場線交点から市道あけぼの有明線交点まで
〃	〃	市道あけぼの有明線交点から市道益田運動公園徳原線交点まで
〃	〃	県道益田吉田線交点から益田市市民学習センターまで
〃	邑南飯南線	比之宮町民広場場外離着陸場から町道長藤宮内線交点まで
〃	〃	一般国道375号交点から町道古市塩谷線交点まで
〃	〃	県道美郷飯南線交点から一般国道54号交点まで
〃	宍道インター線	全線
〃	三次江津線	市道川戸小学校線交点から県道桜江金城線交点まで
〃	〃	一般国道9号(江津バイパス)交点から一般国道9号交点まで
〃	松江七類港線	全線
〃	東出雲馬潟港線	一般国道9号交点から県道馬潟港線交点まで
〃	出雲平田線	県道十六島直江停車場線交点から県道十六島直江停車場線交点まで
〃	斐川出雲大社線	県道十六島直江停車場線交点から県道矢尾今市線交点まで
〃	〃	市道神門中筋線交点から一般国道431号交点まで
〃	大社立久恵線	市道神門中筋線交点から市道高松294号線交点まで
〃	美郷飯南線	全線
〃	益田種三隅線	一般国道9号交点から市道岡見24号線交点まで
〃	和江港大田市停車場線	市道和江漁港線交点から一般国道9号交点まで
〃	〃	一般国道9号交点から県道三瓶山公園線交点まで

〃	御津東生馬線	鹿島東小学校場外離着陸場から県道講武古江線交点まで
〃	大田井田江津線	県道浅利渡津線交点から一般国道9号交点まで
〃	斐川上島線	斐川インターチェンジから一般国道9号交点まで
〃	平田荘原線	一般国道431号交点から市道竿井出通り線交点まで
〃	〃	県道出雲空港線交点から県道出雲空港線交点まで
〃	玉造温泉停車場線	県道玉湯吾妻山線交点から一般国道9号交点まで
〃	宍道停車場線	全線
〃	木次直江停車場線	市道斐川610号線交点から一般国道9号交点まで
〃	石見福光停車場線	市道福光国道取付線交点から旧温泉津中学校場外離着陸場まで
〃	浜田停車場線	市道浜田停車場線交点から一般国道9号交点まで
〃	木次停車場線	全線
〃	柿木津和野停車場線	県道新南陽津和野線交点から町道唐人屋線交点まで
〃	〃	町道唐人屋線交点から一般国道9号交点まで
〃	〃	一般国道9号交点から県道萩津和野線交点まで
〃	松江しんじ湖温泉停車場線	市道北松江停車場恵曇線交点から県道松江鹿島美保関線交点まで
〃	平田停車場線	一般国道431号交点から平田郵便局まで
〃	馬潟港線	県道東出雲馬潟港線交点から市道八幡大井線交点まで
〃	小伊津港線	市道本田平田小線交点から一般国道431号交点まで
〃	浜田商港線	浜田港臨港14号線交点から一般国道9号交点まで
〃	〃	浜田港福井臨港1号線交点から浜田漁港臨港線交点まで
〃	〃	市道浜田348号線交点から浜田漁港臨港道路まで
〃	出雲空港線	全線
〃	八重垣神社竹矢線	一般国道9号（松江道路）交点から一般国道9号交点まで
〃	鱒淵寺線	県道斐川一畑大社線交点から県道十六島直江停車場線交点まで
〃	宍道湖公園線	全線
〃	はまだリゾート線	浜田東インターチェンジから一般国道9号交点まで
〃	蟠竜湖線	万葉公園から県道石見空港線交点まで
〃	〃	県道石見空港線交点から一般国道191号交点まで
〃	蟠竜湖高津線	全線
〃	布部安来線	県道安来インター線交点から一般国道9号交点まで
〃	草野横田線	県道安来伯太日南線交点から一般国道432号交点まで
〃	〃	東比田2工区
〃	本庄福富松江線	一般国道431号交点から本庄中学校場外離着陸場まで
〃	〃	県道美保関八東松江線交点から市道允ノ下百歩線交点まで
〃	〃	市道八幡大井線交点から県道松江鹿島美保関線交点まで
〃	〃	大井工区
〃	浜乃木湯町線	広域防災拠点備蓄倉庫（消防学校隣接地）から一般国道9号（松江道路側道）交点
〃	〃	一般国道9号（松江道路側道）交点から県道玉湯吾妻山線交点まで
〃	講武古江線	県道松江島根線交点から市道原田線交点まで
〃	大野魚瀬恵曇線	一般国道431号交点から松江医療専門学校場外離着陸場まで

〃	海潮穴道線	一般国道9号交点から市道湖南荘原線交点まで
〃	吉田奥出雲線	市道梅木曾木線交点から市道深野線交点まで
〃	稗原木次線	一般国道54号交点から県道安来木次線交点まで
〃	十六島直江停車場線	県道鱒淵寺線交点から県道出雲平田線交点まで
〃	〃	県道出雲平田線交点から一般国道9号交点まで
〃	遙堪今市線	一般国道9号交点から一般国道184号交点まで
〃	多伎江南出雲線	一般国道9号交点から出雲西消防署多伎分署まで
〃	〃	県道出雲インター線交点から市道今市川跡日下線交点まで
〃	矢尾今市線	全線
〃	〃	大塚工区
〃	田儀山中大田線	一般国道9号交点から市道田儀小学校線交点まで
〃	波根久手線	市道塩渕3号線交点から山陰福山通運株式会社大田営業所まで
〃	池田久手停車場線	一般国道9号(朝山大田道路)交点から一般国道9号交点まで
〃	〃	一般国道9号交点から県道静間久手停車場線交点まで
〃	静間久手停車場線	久手港臨港道路交点から県道池田久手停車場線交点まで
〃	瓜坂川合線	市道川合小学校線交点から一般国道375号交点まで
〃	高見出羽線	邑南農道交点から県道吉田邑南線交点まで
〃	皆井田江津線	一般国道261号交点から県道浜田作木線交点まで
〃	下府江津線	江津西インターチェンジから一般国道9号交点まで
〃	江津インター線	全線
〃	浅利渡津線	全線
〃	長安野坂線	全線
〃	波佐匹見線	一般国道191号交点から一般国道488号交点まで
〃	益田吉田線	一般国道9号交点から一般国道191号交点まで
〃	国賀海岸線	県道珍崎浦郷港線交点から浦郷漁港臨港道路交点まで
〃	中村津戸港線	一般国道485号交点から一般国道485号交点まで
〃	海士島線	菱浦漁港臨港道路交点から海士町役場まで
〃	珍崎浦郷港線	ヤマト運輸株式会社西ノ島センターから県道国賀海岸線交点まで
〃	知夫島線	村道木佐根線交点から知夫漁港臨港道路交点まで
〃	〃	知夫漁港臨港道路交点から来居2号臨港道路交点まで
〃	池田中島線	山陰福山通運株式会社隠岐営業所から県道西郷布施線交点まで
〃	上意東揖屋線	東出雲中央公園駐車場外離着陸場から一般国道9号交点まで
〃	市木井原線	全線
〃	石見空港線	全線
〃	桜江旭インター線	全線
〃	石見空港飯田線	全線
〃	三刀屋木次インター線	三刀屋木次インターチェンジから一般国道54号交点まで
〃	久城インター線	全線
〃	安来インター線	県道安来木次線交点から県道布部安来線交点まで
〃	出雲空港穴道線	全線

〃	吉田掛合インター 線	全線
〃	出雲インター線	全線
〃	美保関八束松江線	一般国道431号交点から境港臨港道路江島幹線交点まで
〃	〃	境港臨港道路江島幹線交点から県道本庄福富松江線交点まで
〃	浜田港インター線	全線
〃	出雲多伎インター 線	一般国道9号交点から出雲多伎インターチェンジまで

2 占用の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（4の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和2年5月1日

島根県告示第178号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定によりダムと道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、島根県浜田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 河川の名称

二級河川浜田川水系浜田川

2 河川管理施設の名称又は種類

第二浜田鞍部ダム（鞍部ダム）の天端道路

3 河川管理施設の位置

浜田市河内町3193番内1地先から浜田市河内町3237番2地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 浜田市長

浜田市殿町1番地

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

令和2年3月27日から道路の存続する日まで

公

告

島根県県民荣誉表彰を行ったので、島根県県民荣誉表彰規程（平成16年島根県告示第142号）第5条の規定により公表する。

令和2年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 氏名

里見 香奈

2 功績の要旨

史上初の女流六冠（清麗、女流王座、女流名人、女流王位、女流王将、倉敷藤花）を達成するとともに、女流タイトル戦連覇では、女流名人にて最多の11連覇（29年ぶり最多記録更新）を達成するなど、女流将棋界において数多くの記録を打ち立てた。その活躍は、県民にとっての誇りであり、県民に大きな夢と希望と深い感動を与えた。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和2年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、海面漁業生産量で132,871トン（平成29年）、生産額で215億5,700万円（平成29年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,032人（平成25年）となっている。

また、主要漁業生産基地及び周辺地域における水産加工業も盛んであり、沿海地域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は安全で安心な食料の供給、本県の総合的な発展及び定住の推進のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には、対馬暖流の主軸をなす第二分枝流が、沿岸域には第一分枝流が流れ、また、海底地形は県西部海域では大陸棚が大きく広がり、県東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、島根沖や山陰・若狭沖などの冷水域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であるまいわし及びまじ資源は近年若干の資源の回復傾向がみられるものの、かれい類等の漁業経営上重要な資源については低水準又は減少傾向にあるものが多く、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等により適切な保存管理措置の実施が必要となってきている。

(3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理

型漁業を推進していくこととする。

- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては、他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。
- (9) 中西部太平洋まぐろ類委員会において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関する本県の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の令和元年（平成31年）の知事管理量は、下表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量 (留保枠)
1	まあじ	平成31年1月から令和元年12月まで	33,000
2	まいわし	平成31年1月から令和元年12月まで	42,000
3	まさば及びごまさば	令和元年7月から令和2年6月まで	25,000
4	するめいか	平成31年4月から令和2年3月まで	若干
5	ずわいがに	令和元年7月から令和2年6月まで	若干

注1 農林水産大臣により知事管理量に変更された場合には、知事は、必要に応じて知事管理量のうち留保する量（以下「留保枠」という。）を設ける。

注2 留保枠については、第一種特定海洋生物資源の来遊状況等に応じて知事が配分する。

- (2) 第一種特定海洋生物資源の令和2年の知事管理量は、下表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量 (留保枠)
1	まあじ	令和2年1月から同年12月まで	34,000
2	まいわし	令和2年1月から同年12月まで	24,000
3	まさば及びごまさば	令和2年7月から令和3年6月まで	
4	するめいか	令和2年4月から令和3年3月まで	若干
5	ずわいがに	令和2年7月から令和3年6月まで	

注1 農林水産大臣により知事管理量に変更された場合には、知事は、必要に応じて留保枠を設ける。

注2 留保枠については、第一種特定海洋生物資源の来遊状況等に応じて知事が配分する。

注3 まさば及びごまさば並びにずわいがにの知事管理量（留保枠）については、管理の対象とする期間の開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、令和元年（平成31年）の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量

1	まあじ	中型まき網漁業	31,200
2	まいわし	中型まき網漁業	41,400
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	24,200

注1 まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについて、農林水産大臣により2の(1)の知事管理量に変更された場合には、これらの第一種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の2の(1)の知事管理量から留保枠を除いた数量にそれぞれ次の割合を乗じて得た数量(100未満の端数は、切り捨てる。)とする。

まあじ：94.8% まいわし：98.7% まさば及びごまさば：97.1%

注2 2の(1)の留保枠を上表に掲げる採捕の種類別の数量に追加する場合には、採捕の種類別の数量は、上表に掲げる数量に、留保枠を上限として知事が定める数量を加えて得た数量とする。

(2) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、令和2年の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	32,100
2	まいわし	中型まき網漁業	23,500
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	

注1 まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについて、農林水産大臣により2の(2)の知事管理量に変更された場合には、これらの第一種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の2の(2)の知事管理量から留保枠を除いた数量にそれぞれ次の割合を乗じて得た数量(100未満の端数は、切り捨てる。)とする。

まあじ：94.6% まいわし：98.3%

まさば及びごまさば：管理の対象とする期間の開始する前までに設定する割合

注2 2の(2)の留保枠を上表に掲げる採捕の種類別の数量に追加する場合には、採捕の種類別の数量は、上表に掲げる数量に、留保枠を上限として知事が定める数量を加えて得た数量とする。

注3 まさば及びごまさばの知事管理量については、管理の対象とする期間の開始する前までに設定する。

4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

(2) 第一種特定海洋生物資源の種類ごとに以下のとおり実施する。

【まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば採捕量の報告を義務付ける。

また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加

え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組を強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進める。

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定める「くろまぐろ」について

(第6管理期間：令和2年4月～令和3年3月)

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄釣漁業、一本釣漁業及び定置漁業により漁獲され、本県における同資源の漁獲量は、平成19年から令和元年までの間、年間39トンから305トンで推移しており、年変動は大きいものの、本県にとって重要な資源となっている。
- (2) このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国が定める第6管理期間に係る海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講ずる。
- (3) 本県の知事管理量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、くろまぐろの採捕実績の的確な把握に努める。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講ずる。
- (4) また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産技術センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。
- (5) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者の自主的取り決めを後押しし、本県の管理措置と相まった漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

2 くろまぐろの漁獲可能量について本県の知事管理量に関する事項

	管理の対象となる期間	知事管理量	留保枠
30キログラム未満のくろまぐろ (以下「小型魚」という。)	第6管理期間(令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)	78.5トン	うち2.5トン
30キログラム以上のくろまぐろ (以下「大型魚」という。)	第6管理期間(令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)	23.3トン	うち1.2トン

注1 留保枠については、くろまぐろ資源の来遊状況等に応じて、事前に海区漁業調整委員会に諮りその了解を得た方法により知事が配分する。

注2 農林水産大臣により知事管理量が増加された場合には、追加分を一旦留保枠に加える。ただし、くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領(平成31年3月25日付け30水管第2795号水産庁資源管理部長通知)に基づく配分量の融通の結果、知事管理量に変更された場合は、この限りでない。

注3 小型魚の知事管理量のうち10.8トンは、漁獲データ等が資源評価の指標に用いられているひき縄漁業への上乗せ配分枠である。

我が国全体の小型魚又は大型魚の採捕の数量が、当該小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、本県の小型魚又は大型魚に係る知事管理量は、当該公表時点における本県の採捕の数量に変更する。

3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 本県の採捕の種類別の数量(以下「割当量」という。)は、下表のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚
定置漁業の割当量	20.7トン	22.1トン
くろまぐろ承認漁業の割当量	54.5トン	
その他の漁業の割当量	0.8トン	

注1 「定置漁業」とは、漁業法(昭和24年法律第267号)第6条第3項に規定する定置漁業、島根県漁業調整規則(昭和40年島根県規則第53号)第7条第11号に規定する小型定置漁業及び漁業法第6条第5項第2号に規定する第2種共同漁業(定置網を使用するものであって、平成26年から平成28年までの間、小型魚及び大型魚の漁獲実

績があるものに限る。)をいう。

注2 「くろまぐる承認漁業」とは、日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐる漁業をいう。

注3 「その他の漁業」とは、定置漁業及びくろまぐる承認漁業以外の漁業並びに公的研究機関が実施する調査研究による採捕をいう。

注4 くろまぐる資源の来遊状況等に応じて、上表に掲げる採捕の種類別の数量に追加が必要と認められる場合には、採捕の種類別の数量は、上表に掲げる数量に、留保枠を上限として知事が定める数量を加えて得た数量とする。

注5 くろまぐる承認漁業に係る小型魚の割当量のうち10.8トン、漁獲データ等が資源評価の指標に用いられているひき縄漁業への上乗せ配分枠である。

(2) 本県の期間別の数量は、以下の管理措置を行うため定めない。

ア 定置漁業

管理期間を通じて、経営体ごとに漁獲上限の目安を設定する。

イ くろまぐる承認漁業

管理期間を通じて、隠岐又は本土の別に漁獲上限の目安を設定し、それぞれの残量が少なくなった段階で、漁業協同組合等が地区単位での漁獲調整を行う。

ウ その他の漁業

くろまぐるを目的とした操業を行わず、混獲した場合は放流に努める。

(3) 採捕の停止等の命令について

本県の採捕の数量が小型魚又は大型魚の別に採捕の種類ごとの各数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を发出する。

4 くろまぐるの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

ア 各漁業協同組合は、急激な採捕の数量の積み上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	採捕の種類	報告基準
漁業協同組合 J F しまね 美保関支所 島根町支所 恵曇支所 平田支所 大社支所 大田支所 浜田支所 益田支所 西郷支所 浦郷支所	定置漁業	支所の1経営体で1日当たり300キログラムを超える量の採捕
	くろまぐる承認漁業	支所の1日当たり1,000キログラムを超える量の採捕
	その他の漁業	支所の1日当たり100キログラムを超える量の採捕
海士町漁業協同組合	定置漁業	漁業協同組合全体で1日当たり300キログラムを超える量の採捕
	くろまぐる承認漁業	漁業協同組合全体で1日当たり1,000キログラムを超える量の採捕
	その他の漁業	漁業協同組合全体で1日当たり100キログラムを超える量の採捕

イ アの本県への一報は、以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段階	本県
漁業協同組合 J F しまね	各漁業者は、所属支所の担当者に電話連絡	担当者は、所属支所長に電話連絡	・漁業協同組合（漁業協同組合 J F しまねにあつては、支所長）は、 本県水産課に F A X 連絡 ・本県は、送信者に受信連絡
海士町漁業協同組合	各漁業者は、漁業協同組合の担当者に電話連絡	担当者は、参事に電話連絡	

注1 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

注2 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む。）を別に定めるものとする。

ウ アの緊急報告がなされる急激な採捕があつた場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。

また、本県は、当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

採捕の種類	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、大量入網があつた旨を緊急連絡 ・当該漁業の割当量の残枠が判明するまでの間、漁業者は生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放及び臨時休漁、漁業協同組合は荷受け自粛等の管理措置を実施
くろまぐろ承認漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、大量漁獲があつた旨を緊急連絡 ・当該漁業の割当量の残枠が判明するまでの間、漁業者はくろまぐろを目的とした操業の自粛及び混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合は荷受け自粛等の管理措置を実施
その他の漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、大量漁獲があつた旨を緊急連絡 ・当該漁業において、漁業者は引き続きくろまぐろを目的とした操業を行わないことを徹底し、混獲した場合は生存個体の放流、漁業協同組合は荷受け自粛等の管理措置を実施

エ 本県は、本県の採捕の数量が2に定める知事管理量の7割を超え、1日当たり1トンを超える採捕の数量報告があつた場合には、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

ア 本県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の2又は3の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表する。

イ また、採捕の数量が我が国全体の小型魚又は大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。

この際、当該公表がされた時点で本県のアの公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県のアの公表とする。

(3) 早期是正措置

本県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県の管内の漁業者等に対し講ずる。

ア 定置漁業

割当量の 7 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する（小型魚の割当量に係るものに限る。）。 ・経営体ごとの漁獲上限の目安及び累積採捕量を確認する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 8 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する（小型魚の割当量に係るものに限る。）。 ・経営体ごとの漁獲上限の目安及び累積採捕量を確認する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 9 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する（小型魚の割当量に係るものに限る。）。 ・経営体ごとの漁獲上限の目安及び累積採捕量を確認する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ くろまぐろ承認漁業（養殖種苗用の採捕を目的とするものに限る。）

割当量の 7 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・養殖種苗にならない生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 8 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・養殖種苗にならない生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 9 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・養殖種苗にならない生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ くろまぐろ承認漁業（イ以外のもの）

割当量の 7 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 8 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 9 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

エ その他の漁業

割当量の 7 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 8 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体

	を放流する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の9割を超えたとき	・くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

ア 本県は、管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は、国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

イ 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は、国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページ、テレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

採捕の停止命令について

(1) 2に定める知事管理量

本県の採捕の数量が、2に定める知事管理量の9割7分を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(2) 3に定める採捕の種類別の数量

本県の採捕の種類別の数量が、3に定める採捕の種類別の数量の9割7分を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(3) 全国数量

我が国全体の小型魚又は大型魚の採捕の数量が、当該小型魚又は大型魚別の漁獲可能量を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の小型魚又は大型魚に係る知事管理量は、当該公表時点における本県の採捕の数量に変更となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(4) その他採捕の停止命令に関すること

遊漁をする者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県の知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された際は、本県沖合の海面で遊漁をする者に対し、採捕の停止に係る指導を行う。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について奥出雲町長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年3月27日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和2年3月2日から令和3年3月31日まで

3 作業地域

仁多郡奥出雲町小馬木地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和2年3月11日に終了した旨松江地方法務局長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年7月24日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域
松江市東朝日町、西津田一丁目の一部及び同二丁目地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和2年3月13日に終了した旨国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和元年5月22日から令和2年1月31日まで
- 3 作業地域
出雲市及び雲南市地内

令和2年2月28日付け島根県報第84号で公告した令和2年度における宅地建物取引業法の規定による講習について、会場の一部を変更することとしたので、次のとおり公告する。

令和2年3月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 主催者の名称、住所及び連絡先
公益社団法人全日本不動産協会
東京都千代田区紀尾井町3-30 全日会館 03-3263-7030
- 2 開催日時並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	時 間	会 場 名	所 在 地
2020年9月19日（水）	午前9時30分から午後4時40分まで	くにびきメッセ	松江市学園南一丁目2-1
2021年3月10日（水）	午前9時30分から午後4時40分まで	浜田ニューキャッスルホテル	浜田市殿町83-124

- 3 受講料

12,000円

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年3月27日

島根県警察本部長 堀 内 尚

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

I P R形移動用無線機（I P R－ML）の購入 129台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和3年2月26日（金）

(4) 納入場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部生活安全部通信指令課

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 地方自治法施行令第167条の5第1項の規定により定める資格は、次のとおりとする。

ア 島根県税を滞納していない者であること。

イ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ウ 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和2年4月28日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和2年5月1日（金）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和2年5月15日（金）午後2時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和2年5月15日（金）正午までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月15日（金）午後2時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 小会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入

札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : IPR Mobile Radio (IPR-ML) , 129 sets

(2) Time limit for tender : 2 : 00 p.m. May 15, 2020

(Bids by post must be received by noon on May 15, 2020)

(3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8510 Japan
TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和2年3月27日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
野坂一弥後援会	野坂 一弥	中島 信男	邑智郡川本町大字川本255番地2	令和2年1月10日
檜谷進後援会	檜谷 進	三井 俊行	益田市本町7-17	令和2年1月30日

島根県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和2年3月27日

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党島根県ちんたい支部	小林 孝文	主たる事務所の所在地	安来市安来町874番地20	安来市安来町1961-28	令和2年1月5日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
久城けいじ後援会	長谷 薫	代表者の氏名	長谷 薫	田原 裕司	令和2年2月17日
島根県商工政治連盟	石飛 善和	主たる事務所の所在地	松江市東朝日町226-103	松江市古志原5-3-8	平成30年4月1日
島根県土地改良推進連盟	生越 俊一	代表者の氏名	生越 俊一	浅野 俊雄	令和2年2月10日
		会計責任者の氏名	田中 浩二	岡本 昭二	
島根県土地家屋調査士政治連盟	木戸 芳己	会計責任者の氏名	石橋 淳二	岡崎 充博	令和2年1月6日
進藤かねひこ島根後援会	生越 俊一	代表者の氏名	生越 俊一	浅野 俊雄	令和2年2月10日
		会計責任者の氏名	田中 浩二	岡本 昭二	
高見康裕後援会	小村 正	主たる事務所の所在地	出雲市島村町230	出雲市平田町5378-6	令和2年1月6日
宅野けんじ後援会	丸山 武	代表者の氏名	丸山 武	佐々木 弘臣	令和2年2月10日
		会計責任者の氏名	吉岡 謙一	山岡 大輔	
宅野けんじを励ます会	宅野 賢治	会計責任者の氏名	丸山 武	佐々木 弘臣	令和2年2月10日
内藤よしひで後援会	中島 秀嗣	代表者の氏名	中島 秀嗣	秦 紀一郎	令和2年3月9日
新井まさただ後援会	大國 竜幸	会計責任者の氏名	堀江 慎吾	児玉 純一	令和2年2月20日
檜谷進後援会	檜谷 進	主たる事務所の所在地	益田市あけぼの西町10-13	益田市本町7-17	令和2年3月1日
宮崎まさお島根後援会	生越 俊一	代表者の氏名	生越 俊一	浅野 俊雄	令和2年2月10日
連合みんなの会	成相 善朗	代表者の氏名	成相 善朗	仲田 敏幸	令和元年11月1日
		会計責任者の氏名	景山 誠	原田 圭介	

島根県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年3月27日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
かみさこ芳和後援会	上廻 芳和	令和元年12月31日
木村幸司後援会	森 守	令和元年12月31日
周藤強後援会	周藤 光則	令和2年2月2日
野村良二後援会	田中 宣之	令和元年12月31日

島根県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和2年3月27日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
久城 恵治	益田市市長	久城けいじ後援会	益田市本町1-57	長谷 薫	令和2年2月3日